

受動喫煙対策事業の拡充

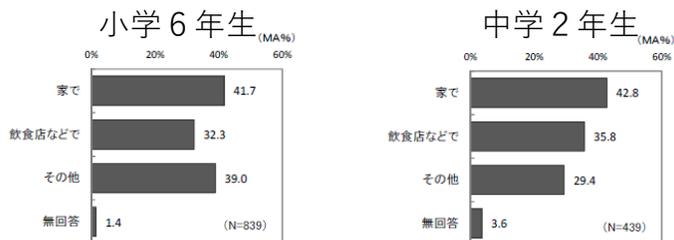
(受動喫煙による健康影響が大きい子ども、妊婦への受動喫煙防止をめざす)

■背景

改正健康増進法の公布 (平成30年7月)
 大阪府子どもの受動喫煙防止条例の公布 (平成30年12月)
 大阪府受動喫煙防止条例の公布 (平成31年3月)

■現状

【受動喫煙の場所】



参照 健康さかい21 (第2次) 評価報告書 平成30年3月

飲食店などは法及び条例により
 受動喫煙対策が推進されるが、
家などの人の居住に供する場所は適用除外

**子ども、妊婦と同居する喫煙者に対する
 禁煙対策が必要である。**

継続的・長期的に再喫煙を防止できる環境の構築が必要。

■事業内容

- ・禁煙外来治療終了かつアンケート提出者に対し、5,000円を支給
- ・健康づくりに取り組む企業、医療機関と連携し、禁煙を支援
- ・アンケート結果を蓄積し、禁煙支援の啓発事業等に活用

■対象

妊婦又は15歳以下の子どもと同居しており、
 禁煙外来治療で他の助成制度を受けていない市民
 (先着100名)

スケジュール

